## 農地所有適格法人の報告等に関する関係法令抜粋

## 1 農地法(昭和27年7月15日法律第229号)

(農地所有適格法人の報告等)

第六条 農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地(その法人が第三条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつたものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地(同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による権利又は賃借権に係るものを除く。)をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。(以下省略)

第六十八条 第六条第一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の過料に処する。

## 2 農地法施行規則(昭和27年10月20日農林省令第79号)

(農地所有適格法人の報告)

- 第五十八条 法第六条第一項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次条に掲げる事項を記載した報告書を当該農地所有適格法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の所在地を管轄する農業委員会に提出してしなければならない。
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 定款の写し
  - 二 農事組合法人又は株式会社にあつてはその組合員名簿又は株主名簿の写し
  - 三 承認会社が構成員となつている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書 面及びその構成員の株主名簿の写し
  - 四 その他参考となるべき書類
- 第五十九条 法第六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 農地所有適格法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
  - 二 農地所有適格法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有 している農地又は採草放牧地の面積
  - 三 農地所有適格法人が当該事業年度に行つた事業の種類及び売上高
  - 四 農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権
  - 五 農地所有適格法人の構成員からその農地所有適格法人に対して権利を設定又は移転した農地又は採草放牧地の面積
  - 六 法第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつている場合に

- は、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地 又は採草放牧地のうち、当該農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による 権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積
- 七 農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業への従事状況
- 八 法第二条第三項第二号へに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつている場合に は、その構成員がその農地所有適格法人に委託している農作業の内容
- 九 承認会社が農地所有適格法人の構成員となつている場合には、その構成員の株主の氏名 又は名称及びその有する議決権
- 十 農地所有適格法人の理事等の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業へ の従事状況
- 十一 農地所有適格法人の理事等又は使用人のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業(その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業)への従事状況
- 十二 その他参考となるべき事項